

生きる力と 豊かな心で たくましく 未来をつくる 酒田っ子

家庭 地域 社会 みんなで支え 育むまち 酒田

～つながり ひろがり わかちあい みんなかがやく～

## 酒田市子ども・子育て支援事業計画

【令和2～6年度】

(案)

【概要版】



酒 田 市

## 酒田市子ども・子育て支援事業計画とは（第1章）

### ◎計画の位置づけ

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度により、市は支援の総合的な実施主体として子ども・子育て支援事業計画を定めることが義務付けられ、第1期酒田市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）を策定しました。本計画は、これに続く第2期酒田市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）となります。

また、本計画は、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画であり、「酒田市総合計画」を上位計画とし、「酒田市地域福祉計画」「酒田市障がい福祉計画」「酒田市男女共同参画推進計画」「酒田市教育振興基本計画」などの関連する計画等との整合性を図るものとしします。

### ◎計画のねらい

本市で生活するすべての子どもの育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼児教育や保育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に連携し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するための施策を定めます。

## 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価（第2章）

評価指標
●子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合 【平成25年…37%】 → 【平成30年…39%】 ※ニーズ調査
●出生数の推移 【平成27年…688人】 → 【平成28年…662人】 → 【平成29年…615人】 → 【平成30年…552人】 ※酒田市統計

子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合は、第1期計画策定時に比べて若干増えています。不安や負担を感じる内容は、「子育てで出費がかさむ」が最も割合が高く（就学前児童保護者 54.5%、小学生保護者 67.1%）、「自分の自由な時間が持てない」（就学前 45.2%、小学生 36.4%）、「子育てによる身体の疲れが大きい」（就学前 41.6%、小学生 27.5%）がそれに続いています。子どもが小さいときは、精神的、肉体的な負担が大きく、経済的な負担は成長するにつれて大きくなるのがうかがえます。これらの負担を軽減するためには、各分野におけるさまざまな子育て支援を継続して実施していく必要があります。

出生数は、第1期計画策定時から約20%減少しています。今後も減少傾向は続き、次期計画の開始時点（令和2年度）から終了時点（令和6年度）までに約11%の減少が見込まれます。各分野でニーズに対応した施策を展開することで、少子化の流れを食い止める必要があります。

## 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方（第3章）

### 1 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来の社会を創る力です。家庭は子どもの育ちの基礎を築く出発点であり原点です。子どもの育ちと子育て世帯を支えることは、未来の酒田を築き、将来の地域生活の基盤を維持することに他ならず、地域社会全体の課題です。

その実現のため、家庭、地域、社会が全体で「酒田っ子」を育み、子育て中の家庭に寄り添うことで、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じられるまち、すべての子どもが大切にされ健やかに成長できるまち、産み育てやすいまちの実現を目指します。

### 2 基本的視点

- (1) 子どもの幸せを実現する視点
- (2) 未来の社会の担い手育成の視点
- (3) すべての子どもと家庭への支援の視点
- (4) 保護者に寄り添う視点
- (5) 社会全体による支援の視点
- (6) 仕事と生活の調和の実現の視点
- (7) 地域特性の視点
- (8) 支援する側の人材育成の視点

### 3 目標と基本施策

第1期計画の内容を継承し、引き続き7つの基本施策により目標の実現を目指します。

#### 【目指す子どもの姿】

生きる力と 豊かな心で たくましく 未来をつくる 酒田っ子

#### 【目指すまちの姿】

家庭 地域 社会 みんなで支え 育むまち 酒田

～つながり ひろがり わかちあい みんなかがやく～

### ★基本施策

- ① 地域で子育てを支援する環境づくり
- ② 次代を担う若者を支援する環境づくり
- ③ 親と子の健康を守る環境づくり
- ④ 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり
- ⑤ 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり
- ⑥ 男女が子育てしやすい就労環境づくり
- ⑦ 特別な支援を必要とする子どもをきめ細やかに支える環境づくり

1 基本施策の体系

第2期子ども・子育て支援事業計画 施策の体系

目標	基本施策	施策の方向性	重点課題	主な取り組み項目
生きる力と豊かな心で たくましく未来をつくる 酒田っ子	<b>【基本施策 1】</b> 地域で子育てを支援する環境づくり	【1】 地域における子育て支援の充実	① 相談支援体制の充実 ② 地域における子育て支援の充実 ③ 子育てにかかる負担軽減	◆子ども家庭総合支援拠点の設置の検討 ○妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援 ○地域子育て支援拠点施設における相談活動の充実 ○ファミリーサポートセンターの機能強化 ○子育て家庭の経済的負担の軽減 ◆産後ケア事業や産前産後サポート事業 ◆ヘアレント・プログラムの実施体制の整備
		【2】 子ども・子育て支援の充実	① 幼児教育・保育の提供体制の確保 ② 幼児教育・保育施設等における子育て支援の充実 ③ 幼児教育・保育の質の向上	○保育需要に見合った保育所、認定こども園の定員管理 ○企業主導型保育事業などの保育事業の活用推進 ○休日保育事業の拡充を検討 ○一時預かり事業を実施 ○病児送迎サービス、受診付添サービスを実施 ○保育士の人材確保に向けた取組 ○幼保小の連携
		【3】 子どもと保護者の居場所づくりの推進	① 学童保育の充実 ② 地域の育児力の向上 ③ 子育てを楽しむことができる環境の整備（新規）	○学校の余裕教室を利用するなど学童保育所の整備の検討 ◆学童保育所の整備と放課後子供教室の連携を検討 ○地域による子育て支援、交流事業の充実 ◆「子ども食堂」の取り組みへの支援 ◆屋内型遊戯施設の整備の検討
	<b>【基本施策 2】</b> 次代を担う若者を支援する環境づくり	【1】 子育ての喜びを実感できる環境づくり	① 思春期から生命の大切さ子育ての楽しさを伝える活動の充実	○中高生を対象とした乳幼児とのふれあいの機会の充実 ○男女が共同した子育ての意義や喜びを理解するための学習機会を充実 ○父性、母性を育て、両性の理解を深めるための保健学習の充実
		【2】 若者の暮らしの希望がかなう環境づくり	① 若者への就労支援 ② 男女の出会い、交流の場づくりへの支援 ③ 就学に対する支援	○若者への就労支援のための関係機関の連携 ○U・I・Jターン就職の推進 ○結婚サポーターによる男女の出会いの機会の創出 ○結婚サポートセンター等が婚活イベントで出会いの場の創出 ◆東北公益文科大学卒業生の奨学金返還に対する支援 ○就学に対する各種制度の周知と利用促進
	<b>【基本施策 3】</b> 親と子の健康を守る環境づくり	【1】 安心して妊娠、出産できる体制の整備	① 妊娠、出産を意識した健康管理の推進 ② 安心して出産できるための各種施策の実施 ③ 妊娠、出産、産後の相談体制の充実 ④ 子育ての協力体制の充実 ⑤ 男性の育児参加の推進	○若年女性への子宮頸がん検診、骨粗しょう症検診の実施 ◆妊娠希望者や妊婦同居家族への風しんの抗体検査、予防接種の任意実施 ○子育て世代包括支援センター「きゅっと」での相談の充実 ◆妊娠期・産後プラン、サービス等の情報の周知 ◆妊娠後期のヘビーギフト配布時に妊婦の健康や状況確認、相談を実施 ◆産婦訪問による産後うつ等の早期発見及び関係機関との連携 ○子育て支援サービスの周知 ○父子手帳の交付により妊娠・出産・子育てに関する情報を提供 ○父親の育児理解と育児力向上のための学習機会を充実 ○地域子育て支援拠点施設において父と子が参加できる事業を充実
		【2】 親子の健康の増進	① 子どもの成長に合わせた支援体制の充実 ② 安心して子育てができる体制の整備 ③ 家庭での生活習慣の確立	○乳幼児健康診査の充実 ○保育所、認定こども園等訪問での発育・発達相談の実施 ○日本海総合病院救命救急センターの救急体制への支援 ○休日診療所の運営 ○妊婦や家族の生活習慣の見直し及び改善への働きかけ ○乳幼児健康診査等での生活習慣や生活リズムに関する助言
【3】 食育の推進		① 家庭と保健、教育、福祉等との連携による食育の推進	○保育所、認定こども園、学校等での郷土料理を取り入れた献立づくりや地元食材を使った給食を実施 ○家族と一緒に朝食を食べるなどの家族団らんの推進 ○保育所、認定こども園、学校等での食に関する体験活動を実施	
<b>【基本施策 4】</b> 子どもの心身の健全な成長のための環境づくり	【1】 子どもの生きる力の育成に向けた環境の整備	① 幼児教育・保育の充実 ② 確かな学力の育成 ③ 豊かな心の育成 ④ 健やかな身体の育成 ⑤ 安全・安心な学校環境の充実	○幼保小指導者研修の充実 ○幼保小中の円滑な接続 ○小中学校教員のための研修会の充実 ○企業や民間団体などの多様な教育資源の活用 ○障がい児への教育支援の充実 ○児童生徒の主体的企画運営による多様な活動を推進 ○専門家や本物の芸術にふれる機会等の創出 ◆ふるさとへの愛着と誇りの醸成 ○スポーツ少年団や部活動の指導者の育成と資質向上 ○親子スポーツ教室の充実 ○学校施設の耐震化など災害に対する安全対策 ○危機管理の徹底と家庭や地域の声を反映した学校運営	
	【2】 家庭や地域の教育力の向上	① 家庭教育への支援の充実 ② 地域の教育力の向上 ③ 健全育成指導者の養成	○家庭教育に関する学習機会の充実 ○乳児期から本に親しむ機会の提供 ○地域での教育力向上に関わる各種講座の実施 ○地域の遊び環境づくりの人材の養成 ○子ども会育成会活動の支援 ○危機予知トレーニング等の実施	
	【3】 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	① 関係機関、団体や地域との連携による有害環境対策の推進	○有害環境を除去する活動の連携強化 ○メディアへの過度な依存による弊害や情報モラル教育の啓発の推進	
<b>【基本施策 5】</b> 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり	【1】 良好な居住環境の確保	① 子育て世帯に配慮した居住環境の整備	○住宅建築、改修に対する支援制度の周知 ○ひとり親家庭や多子世帯の公営住宅入居の配慮	
	【2】 安全で安心な生活環境の整備	① 安全な道路環境の整備 ② 子育て世帯にやさしい施設環境の整備	○自主除雪機購入の支援 ○歩行空間等のバリアフリー化の推進 ○公園遊具の定期点検の実施と計画的な改修 ○公園園路バリアフリー化ユニバーサルデザイン化	
	【3】 交通安全教育の推進	① 成長段階に応じた交通安全教育の推進 ② 家庭への交通安全教育の推進	○交通安全専門指導員による交通安全教室の計画的な実施 ○「学区内危険マップ」の作成 ○交通安全に関する制度や事故発生状況などの情報の提供 ○チャイルドシートの貸出の実施	
	【4】 子どもを犯罪や災害の被害から守るための活動と被害にあった子どもの保護の推進	① 子どもの犯罪被害防止活動と防犯、防災教育の推進 ② 被害にあった子どもの保護や支援の充実	○防犯関係団体との連携強化 ○地域見守り隊などによるパトロール活動の推進 ○教育相談室、警察、児童相談所、学校などの関係機関との連携強化	
<b>【基本施策 6】</b> 男女が子育てしやすい就労環境づくり	【1】 仕事と子育ての両立に向けた多様な働き方の実現及び働き方の見直し	① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ② 企業等の子育てしやすい職場環境づくりへの支援	○ワーク・ライフ・バランスに関する学習機会の充実 ○女性の再就労などに向けた支援講座の開催 ○「やまがた子育て・介護応援いきいき企業」の登録・認定の促進 ◆働き方改革等に関する企業向けのセミナーの実施	
	【2】 男女共同による子育ての促進	① 男女共同参画を推進する学習と意識啓発	○男女共同参画推進センター「ウィズ」と連携した学習機会の充実 ○男女が共同した子育ての意義や喜びに関する意識啓発	
<b>【基本施策 7】</b> 特別な支援を必要とする子どもをきめ細かに支える環境づくり	【1】 児童虐待防止対策の充実	① 関係機関の連携による児童虐待防止対策の充実	○要保護児童地域対策協議会において関係機関との連携・支援体制の充実 ○保護者が気軽に相談できる窓口の周知	
	【2】 障がい児等への支援の充実	① 早期発見・早期療育支援体制の充実 ② 発達障がいに関する支援と連携強化 ③ 障がい児支援サービスの充実 ④ 特別支援教育の充実	○妊婦及び乳幼児の健康診査、家庭訪問、相談、地域子育て支援拠点施設等での支援の充実 ○保健、医療、福祉、教育等の関係機関の共通理解による連携強化 ◆ヘアレント・プログラムの実施体制の整備 ○はまなし学園と県立総合療育訓練センターなどの関係機関との連携による地域療育支援ネットワークの充実 ○特別支援学級と通常学級の交流の推進 ○特別支援教育に対する理解を深める取組の推進	
	【3】 子どもの貧困対策の推進	① 教育の支援 ② 生活の支援 ③ 保護者の就労支援 ④ 経済的支援	○就学援助制度の周知 ○地域の多様な主体による学習支援の実施の推進 ○ひとり親家庭子育て生活支援事業の周知 ○保育所や学童保育所などの優先入所 ○福祉部門と雇用部門の各機関の連携強化 ○ひとり親家庭自立支援給付金事業等により就労につながる資格取得の支援 ○児童扶養手当の給付 ○母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の周知	
	【4】 ひとり親家庭等の自立支援の推進	① ひとり親家庭等に対する支援の充実 ② ひとり親家庭等の社会参加の支援	○相談窓口機能の周知とスムーズな対応や連携強化 ◆ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援教室の実施 ○酒田市母子福祉ねむの木会の活動への支援	
	【5】 外国につながる子どもへの配慮・支援（新規）	① 子ども、保護者及び教育施設等への配慮・支援（新規）	○外国籍の妊産婦への相談支援 ○日本語でのコミュニケーションが困難な児童生徒に個別に日本語を指導する講師の派遣	

◆は第2期計画から新たに取り組む項目



## 2 施策の効果の検証につなげる評価指標及び数値目標（主なもの）

指標等	策定時の状況 (平成30年度)	数値目標 (令和6年度)
子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合	39%	35%
合計特殊出生率	1.42	1.50
出生数	552人	600人
19時まで延長保育を実施している認可保育所数	13箇所	15箇所
休日保育事業の実施施設数	1箇所	2箇所
一時預かりの実施施設数	17箇所	18箇所
学童保育所整備及び放課後子供教室の実施による学童保育所の待機児童数	27人	0人
結婚推進支援事業を利用した成婚件数	12件	15件
マタニティ教室への夫の参加割合	75%	77%
3歳児健康診査でむし歯のない子の割合	86%	90%
子どもの教育環境が整備されていると感じる割合	54%	59%
子育て世帯にやさしい環境づくり（道路、公園、トイレ、駐車場等）を進めていると評価する割合	48%	53%
仕事と生活の調和に取り組む企業の状況（やまがた子育て・介護応援いきいき企業認定制度認定企業数）	122社	150社
学習支援事業の実施箇所数	1箇所	2箇所

## 子ども・子育て支援の推進（第5章）

### 1 子ども・子育て支援の推進

本計画の理念及び目標を達成するため、質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を、必要とするすべての子育て世帯に行き渡らせるとともに、その質が常に向上していくように努めます。

### 2 幼児期の学校教育・保育の提供区域の設定

本市では、既存施設の分布が人口の分布と整合性があり、現在も市域全体で入所調整を行う中で、待機児童も出ていない状況などを考慮し、第1期計画と同様に、市全域を1つの区域として設定します。

### 3 人口推計

各年齢区分でいずれも人口は減少する見込みです。

	0歳	1～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	合計
令和2年度	584	1,208	1,953	2,051	2,352	8,148
令和6年度	517	1,090	1,726	1,821	1,975	7,129

### 4 子ども・子育て支援の利用者数の見込みと提供体制の確保

(1) 保育利用【保育所、認定こども園、地域型保育（事業所内保育等）】

	令和2年度			令和6年度		
	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳
量の見込み	353	888	1,578	298	750	1,222
提供量の確保	353	966	1,718	357	940	1,473
過不足	0	78	140	59	190	251

(2) 教育利用【幼稚園、認定こども園（教育時間のみの利用）】

	令和2年度		令和6年度	
	保育が必要な世帯	保育は不要な世帯	保育が必要な世帯	保育は不要な世帯
量の見込み	155	170	120	132
見込み総数	325		252	
提供量の確保	466		350	
過不足	141		98	

(3) 幼児期の教育・保育の一体的提供の推進

保護者の就労等の状況によらず利用ができる認定こども園は、子どもの育ちの連続的な支援や地域の利便性向上を図る上で多くの利点があり、国に更なる環境整備の充実を求めながら普及を進めるべきと考えます。

また、保育所も含めて常に質を向上させるとともに、子どもの発達の連続性を踏まえて、小学校等との連携を強化していきます。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の充実

施設を定期的に利用していない世帯を含め、すべての子育て世帯に必要な支援を行き渡りよう充実を図ります。

事業名		量の見込み・確保	
		令和2年度	令和6年度
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	1箇所	1箇所
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。	70,050人	98,730人

事業名		量の見込み・確保	
		令和2年度	令和6年度
妊婦健康診査	母児の疾病や障がいの予防、早期発見等を目的に、健診業務を医療機関に委託し、妊娠週数に合わせた検査や保健指導を行います。	584人 のべ7,008回	517人 のべ6,204回
乳児家庭全戸訪問事業	保健師等が全出生児の家庭を訪問し、児の発育状態の確認や母親の育児不安等に対して、必要な助言や子育てに関する情報を提供することで、安心して育児ができるように支援する事業です。	584人	517人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、子ども家庭支援員が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	17人	17人
子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関職員や関係機関等の専門性強化、同ネットワーク構成員の連携強化等を図るための取り組みです。	関係機関の連携を強化しながら対応	
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由から家庭内で児童を養育することが困難となった等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護を行います。	30人	30人
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生の預かり等の援助を受けたい者（利用会員）と援助を行いたい者（協力会員）との相互援助活動に関し、連絡調整を行います。	818人	695人
一時預かり事業 （保育園等における在園児以外の預かり）	保護者の急な用事等で、一時的に家庭で面倒をみるのが困難になった乳幼児を、保育園やつどいの広場などで預かり、保育を行います。	1,083人	872人
一時預かり事業 （幼稚園型）	認定こども園における在園児を対象にした教育時間後の預かり保育です。	29,880人	26,402人
延長保育事業	保育所、認定こども園等で保育認定を受けた利用時間以外の時間において延長して保育を実施します。	892人	872人
病児・病後児保育事業	病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な子どもを専用施設で一時的に保育を行います。	457人	396人
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供して、児童の健全な育成を図ります。	1,292人	1,244人
実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得で生計が困難な世帯に対し、保育所、認定こども園等に支払う文具その他の教育・保育に必要な物品を購入する費用等を助成します。	実施予定	

■ 子どもの貧困対策の推進経過

- 平成25年度**
  - 6月26日 子どもの貧困対策の推進に関する法律 公布
  - 1月17日 子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行
    - 国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項（都道府県は子どもの貧困対策の計画を定めるよう努める）等を規定
- 平成26年度**
  - 8月29日 子供の貧困対策に関する大綱 閣議決定
    - 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条に基づき、子供の貧困対策に関する基本的な方針を定めるとともに、子供の貧困に関する指標を設定
- 平成27年度**
  - 3月16日 山形県子どもの貧困対策推進計画 策定
    - 「ストップ！！貧困の連鎖」を目標に、①教育を応援、②子育て・生活を応援、③仕事を応援、④相談・支援体制の整備の4つを施策の柱として、子どもの貧困対策を総合的に推進
  - 3月16日 山形県あしながプロジェクトチーム 設置
    - 教育、福祉、労働等の多様な分野間の連携、協力を進め、山形県子どもの貧困対策推進計画の着実な推進を図るため、部局横断的なプロジェクトチームを設置。
- 平成28年**
  - 1月 フードバンク（酒田市社会福祉協議会） 開始
    - 酒田市社会福祉協議会がコープ東北サンネット事業連合と食品等の無償提供に関する協定を締結。
  - 7月 ひとり親家庭学習支援教室 開始
    - 山形県の委託を受けたNPO法人山形県ひとり親家庭福祉会が酒田市母子福祉ねむの木会と連携し、ひとり親家庭の子どもを対象に学習支援教室を毎週日曜日に開催。平成31年度からは実施主体が市となり継続。
- 平成29年**
  - 1月 つるかめ食堂（本慶寺） 開始
    - 孤食解消と居場所づくりを目的に、本慶寺住職の奥さんがつるかめ食堂を開始。対象は孤食状況にある子どもや高齢者。毎月1回開催。
  - 8月 庁内関係課による体制強化会議 開催
    - 庁内での主管部署の明確化 ⇒ 子育て支援課。
    - 山形県のあしながプロジェクト（=実行方策）を例に、本市子どもの貧困対策（案）を策定開始。
- 平成30年度**
  - 8月 山形県子どもの生活実態調査 実施
    - 子育て世代の親及び子どもの生活実態や支援ニーズ等を把握するため、県内7,591世帯を対象に調査を実施。
  - 2月 山形県子どもの居場所づくりネットワーク 発足
    - 地域の誰もが子どもの居場所づくりに関わる社会の実現を目指して設立。民間の参加団体と公的機関の支援団体が子どもの居場所づくりの取組みを促進する。

現 状

○子どもの貧困率

山形県子どもの生活実態調査の結果（平成30年8月実施）

世帯の等価可処分所得が122万円に満たない世帯の子どもの割合は16.0%（県全体）

※市町村ごとの数値は非公表

※1世帯当たりの可処分所得の平均金額は515万円（等価可処分所得の平均金額は241万円）

〈参考〉国民生活基礎調査（厚生労働省）による全国の子どもの貧困率は13.9%（約7人に1人）（平成28年）

○要保護・準要保護児童生徒の割合

経済的理由により就学困難と認められ学用品等の就学援助を受けている児童・生徒は、509人 6.97%（平成30年度）

※出典：就学援助実施状況等調査（文部科学省）

〈参考〉山形県6,001人7.05%（平成28年度）

○母子のみ・父子のみ世帯の数

母子世帯 578世帯 1世帯の子供の数1.56人

父子世帯 59世帯 1世帯の子供の数1.56人

※出典：平成27年国勢調査（総務省）

平成31年度令和元年度 5月 山形県子どもの居場所運営支援事業費補助金 開始

○食事の提供や学習支援による、子ども居場所づくりの取組への支援。8月に2次募集実施。

9月7日 改正子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行

○法施行後5年経過による見直し。市町村が子どもの貧困対策の計画策定に努めることが規定された。

「子ども食堂」の取組が広がる

○つるかめ食堂に加えて、酒田調理師専門学校による「酒調こども食堂（地域食堂）」、みんなの居場所古民家玉手箱による「キッチンおとひめ」も運営を開始。

課 題

○教育の支援

・学校、保育所、幼稚園等が貧困家庭の子どもを早期に発見し、関係機関等につなぐことが必要

・経済的な理由や家庭事情により、家庭等での学習が困難な子どもや児童養護施設入所児童等に対する支援が必要

○生活の支援

・さまざまな問題を抱える子どもとその保護者に対しライフステージや養育、生活状況に応じたきめ細かな支援が必要

・相談・支援窓口の体制整備と支援メニューも含めた積極的な周知が必要

○保護者の就労支援

・就職に関する相談や雇用環境の整備、就労に向けた資格取得の支援が必要

○経済的支援

・安定した生活を送るための各種資金貸付や給付事業等の周知及び制度の充実が必要

〈参考〉充実が必要な支援制度について

～山形県子どもの生活実態調査（平成30年8月実施）～

○全世帯で保育料や授業料の負担軽減、進学のための奨学金等の充実、子どもの医療費支援の充実などの経済的支援のほか、保育サービスの充実や子どもの学習支援の充実が必要とする回答が多い。

○A世帯（等価可処分所得が122万円未満の世帯）ではB世帯（等価可処分所得が122万円以上の世帯）に比べて就学援助や保護者の医療費支援の充実のほか、就職支援や住宅支援、学習支援の充実が必要とする割合が高い。

施策の基本的方向性

☞ 早期発見（気づき）

・貧困状態にある子どもや家庭を早期に発見し、適切な支援へとつなぐ

次の4つの施策の柱にかかわる具体的な施策は、「第4章 次世代育成支援」に記載した内容です。

①教育の支援

・学校と福祉関連機関が連携し、総合的な支援を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

②生活の支援

・貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、生活の支援において、相談事業の充実を図ります。

③保護者の就労支援

・労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図るため、就労に関する相談体制を充実します。

④経済的支援

・生活保護や各種手当など、さまざまな支援を組み合わせた形で、世帯の生活の基礎を下支えします。

## 1 推進のための役割

### 【市】

子ども・子育て支援の総合的な実施主体として子ども・子育て支援事業計画を策定し、市が主体となって取り組む施策に加えて、市民や事業主が主体となった活動に支援・協力し、連携しながら地域社会全体で取組を推進する環境をつくっていきます。

### 【一般事業者】

職場全体の長時間労働の是正、希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、労働者の職業生活と家庭生活の両立を図る雇用環境を整備します。

### 【保護者】

家庭の中のみならず、地域の中で保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域の子育てに参画し、地域コミュニティの中で子どもを育てることが必要です。

### 【子ども・子育て支援関係事業者】

施設の地域開放などを通じて、子どもと保護者、地域と施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担います。

### 【地域】

地域の子どもが健やかに成長するよう、思いやりの心をもって見守るとともに、地域での子育て支援活動への積極的な参加が求められます。

## 2 計画の点検、評価

酒田市子ども・子育て会議並びに酒田市子ども・子育て支援推進委員会において、毎年度、施策の実施状況等について点検及び評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

各年度の状況については、市のホームページに掲載し公表します。

## 3 計画の推進体制

### (1) 酒田市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づく審議機関として、子育て中の保護者、子ども・子育て支援に関する事業従事者、学識経験者など20名で構成。計画の内容や進捗状況について審議するとともに、それぞれの立場から関わり方や果たすべき役割などについて、情報・意見交換、提言を行います。

### (2) 酒田市子ども・子育て支援推進委員会

庁内の関係課長で構成。国、県の施策や地域、事業所などとの連携に留意しつつ、総合的、計画的な施策の推進及び調整、進行状況の管理、計画素案の策定及び提案を行います。